

初任者研修講義 1

相談支援(障害児者支援)の目的

本科目の内容と獲得目標

【獲得目標(標準カリキュラム)】

- ① 人間の尊厳、基本的人権の尊重のための支援の意味と価値を理解する。
- ② 利用者理解、利用者の自己選択・自己決定の重要性について理解するとともに、障害児者の地域での生活の実情について理解する。
- ③ 相談支援の基本的考えは、障害者の権利に関する条約の趣旨に基づくべきことを理解する。

【内容(標準カリキュラム)】

- ① 障害者の権利に関する条約(以下「CRPD」という。)、障害者基本法及び障害者基本計画、障害者差別解消法、障害者総合支援法及び障害福祉計画、障害者虐待防止法の趣旨等を踏まえ、障害者が基本的人権を享有するかけがえのない個人としての尊重にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことを出来るために生活支援が実施されること、また、障害者は必要な支援を受けながら自らの決定に基づき社会に参加する主体であることについて理解するための講義を行う。
- ② 講義等を実施する上では、障害児者が置かれている立場の理解を深めるために、精神障害(発達障害、高次脳機能障害を含む)、内部障害、知的障害、聴覚障害、視覚障害、肢体不自由、難治性疾患など、多様な障害をもつ当事者による講義等、地域の実情に合わせた工夫を行う。

講義上の留意点

- ① 研修全体の基盤となる価値・倫理について取り扱う科目である（「基本的視点」とあわせ）。
 - ❖ 各科目との重なりが発生するため、後に取り扱われる内容については概説にとどめる。
- ② 知識の獲得のみならず、ミッション・目的の共感的・体感的理解ができるような内容・構成となるよう留意する。

相談支援専門員の
ミッションを感じる

例
障害当事者による講義を聴く

相談支援専門員の
ミッションを理解する

例
ベテラン相談支援専門員
による講義を聴く

本日の流れ（70分）

- ① はじめに（熊谷・藤川） 5分
 - ・ 本科目の獲得目標と内容、実施上の留意点

- ② 相談支援のミッションを感じる（中西） 45分
 - ・ 導入 一事例紹介、介護保険と障害福祉サービスの支援
 - ・ 当事者運動からみた歴史 ー運動史と制度史
 - ・ 自立生活運動
 - ・ 精神障害者の当事者活動
 - ・ 当事者運動からみた相談支援事業
 - ・ 障害福祉の法制度について（③で取り扱う）
 - ・ 障害者の相談支援とは（目的）
 - ・ まとめ（今後）

- ③ 相談支援のミッションを理解する（調整中） 15分

- ④ まとめ 5分

相談支援(障害児者支援)の目的

特定非営利活動法人当事者エンパワメントネットワーク
中西正司

権利条約(CRPD)をベースにした事例

- ① 知的障害者の地域生活に関する事例紹介
- ② 24時間介護保障を求める事例紹介

知的障害者の地域生活に関する事例紹介

- 移動支援を中心とした関わり(CRPD 第9条、第20条)
- 施設入所と地域移行(CRPD 第19条)
- 地域20団体の介護派遣事業所によるチーム支援・透明性確保
 - 一つの事業所で支援を丸抱えせず、チームで支援することの重要性
 - 透明性の確保

24時間介護保障を求める訴訟事例紹介

- 和歌山ALS訴訟

- 訴訟を起こすに至った経緯

- 勘案された事項

- 障害者基本法にもとづく障害者自立支援法の内容
- ALS当事者の状況について
 - (1) 妻は高齢で健康に不安がある
 - (2) 男性の人工呼吸器が正常に動作しているか頻繁な確認が必要
 - (3) 流動食の提供に細心の注意が必要

- 1日11.5時間から21時間の介護保障を獲得

制度に基づくケアマネジメント

相談支援とサービスの基本 (制度に基づくケアマネジメント)

- 制度に基づくケアマネジメントとその特長
 - 介護保険サービスを中心としたケアマネジメント
 - 障害福祉サービスを中心としたケアマネジメント(相談支援)

※ケアマネジメントを明示しているわけではないが、プロセス管理の手法を取り入れた相談支援事業は他分野においても創設されている(例:生活困窮者自立相談支援事業等)。

介護保険サービスを中心としたケアマネジメントとサービスの基本

- 家族による支援が前提とされてきた
 - 家族へも介護の支援を求めるものとなっている。
- サービスの内容が限定的になりがち
 - 利用者本人以外に対してのサービス(家事、買い物等)を提供できない。
- サービスの提供時間が断続的
 - 複数回の訪問サービスの利用には一定間隔の空きが必要。

障害福祉サービスを中心としたケアマネジメント(相談支援)とサービスの基本

- 理念として家族による支援を前提としない
 - 社会参加を目的とし、家族と離れて別の家庭を築くこともできる。
- サービスの内容に限定が少ない
 - 見守り・付き添い・外出を含む総合的な生活支援。
- サービスの提供時間が継続的
 - 一日24時間以上のサービス利用も可。

相談支援事業の歴史・背景

運動史と制度史

障害当事者の運動について

障害者運動の歴史①（自立生活運動の例）

脱施設と当事者主導による地域サービスの構築

- 1970年代
 - リハビリテーション施策と自立生活運動
- 1980年代
 - 自立生活センターの誕生

自立生活センターとは、

1. 代表・事務局長が障害当事者であり、
運営委員の過半数が障害当事者であること、
2. 以下のサービスを提供していること
 - ①ピアカウンセリング、②ILプログラム（自立生活プログラム）、③介助サービス、④個人アドボカシーとシステムアドボカシー

自立生活運動の理念

- 自立生活とは
- 自己選択・自己決定の論理
- 失敗する権利
- エンパワメント

ピアカウンセリングとは

- 自立する先輩障害者がどのようにして障害のもつスティグマから解放されていったかのストーリーを聞きながら、自分の中でのパワーレスな部分に気づき、改善していく過程をピアカウンセリングという。人生の過程で何度も繰り返しピアカウンセリングを受けることによって、力を回復していく。

ILプログラム（自立生活プログラム）

- 体験的エンパワメントともいわれ、どの部分を人に頼み、どの部分を自分でやるかを決めていく自己選択のプログラム。住宅や環境の改修事例を、先輩障害当事者の家を訪問して学ぶこと。障害者に作れる料理を学び、介助者が自分の望む生活ができる力を身に着けていくなどの、障害者としての生活技術を学ぶ場である。
- 例えば20年施設にいて、外出の機会がなかった障害者は、自分が決めた行先に介助者を連れて出かけていったりする経験を実体験できる場である。

障害者運動の歴史②

(精神障害者の当事者活動と障害福祉)

- 当事者活動は、戦後に精神科病院の患者会から始まり、1970年代以降地域に於いて各地で当事者団体が作られる。全国組織にも発展。近隣や会員による仲間同士の支えあいに加えて、社会運動の側面を色濃く持つ活動が珍しくなかった。
- 精神科病院等での適切とはいえない処遇や社会の強い偏見があり、生きづらい現実に根ざして、精神医療改革を中心に制度改革(保安処分、障害年金、精神保健福祉法改正など)を求めてきた。
- 1993年の障害者基本法改正まで、精神障害者は保健医療の対象であって障害福祉の対象ではなかった。精神障害者保健手帳制度は1995年精神保健福祉法改正によって創設された。

障害者運動の歴史②

(精神障害者の当事者活動と障害福祉)

- 2000年以降、WRAP(元気回復行動プラン)やピアサポートグループなどリカバリーやピアサポート概念に基盤をもつ活動が盛んになった。
- ピアサポートの活動は多様であり、仲間同士の支えあいもあれば、リカバリー経験を語る活動などのように社会に働きかける活動もある。障害福祉サービスにおいて職業として従事するピアサポート活動も広がっている。
- 近年の当事者活動は、当事者と支援者との協働を価値に置くことが少なくない。当事者は支援対象としてだけでなく、本人中心の相談支援を目指す相談支援専門員にとって協働する相手となり得る。

障害者運動からみた相談支援事業

運動史からみた相談支援事業①

1970～80年代 各地で全身性介護人派遣事業

1990年 福祉関係八法改正 18時間/週→最大24時間365日

1995年 ノーマライゼーション7か年戦略

1996年 後の相談支援事業に繋がる3事業開始

1. 市町村障害者生活支援事業(身体障害)
2. 障害児(者)地域療育等支援事業(知的障害)
3. 精神障害者地域生活支援事業(精神障害)

1997年 障害者ケアマネジメントモデル事業開始

(障害者ケアマネジメント従事者養成研修開始)

運動史からみた相談支援事業②

- 2000年：介護保険制度スタート
- 2002年：障害者ケアガイドライン策定
- 2003年：支援費制度スタート(措置から契約へ)、従来の相談支援事業の一般財源化

介護保険統合問題に対して全国の障害者団体が抗議

- 統合は行われず、障害者のサービスは税財源によるものに留まった。

- 2006年：障害者自立支援法スタート、障害者相談支援事業が法定化

※障害当事者によるセルフケアマネジメント実施を盛り込んだ

- 2012年：障害者総合支援法スタート
- 2015年：サービス等利用計画の対象者拡大

運動史からみた相談支援事業③

- 国連障害者権利条約の作成と批准
 - 国連で障害者権利条約を作るため、日本で原案を作成。
 - 国連アジア太平洋経済社会委員会(ESCAP)で原案を決定。国連本部で可決成立。
 - 2006年に国連総会で採択、2008年に発効。
 - 2014年に日本国において批准・発効した。
 - 2011年：障害者基本法改正、2012年：障害者総合支援法成立
2013年：障害者差別解消法成立 これらの法整備を受けて批准・発効
 - 国内法は国際条約に反しないものとするため、本人のニーズに基づかないサービス提供や支給決定は法的にもできなくなった。

運動史からみた相談支援事業④

- 障害者権利条約の批准と介護保障要求運動
 - 2014年に国連障害者権利条約を日本が批准・発効
 - 全国で介護保障を求める訴訟が展開される
 - 国連の権利条約批准後、地域での24時間介護保障運動が展開された
 - 2017年には47都道府県に1箇所以上の24時間保障がある市町村が誕生

障害者の権利条約第19条について

- a. 障害者が、他の者との平等を基礎として、居住地を選択し、及びどこで誰と生活するかを選択する機会を有すること並びに特定の生活施設で生活する義務を負わないこと。
- b. 地域社会における生活及び地域社会への包容を支援し、並びに地域社会からの孤立及び隔離を防止するために必要な在宅サービス、居住サービスその他の地域社会支援サービス（個別の支援を含む。）を障害者が利用する機会を有すること。
- c. 一般住民向けの地域社会サービス及び施設が、障害者にとって他の者との平等を基礎として利用可能であり、かつ、障害者のニーズに対応していること。

国連障害者権利条約の国内適応

- 障害者基本法(2011年改正)
 - 国連障害者権利条約の批准に伴い、障害の定義に難病が加わるなど、障害の定義が拡大された。
 - 合理的配慮概念について導入がなされた。
- 障害者総合支援法(2012年施行)
 - 地域で生きる権利、地域で支援を受けて生きる権利、その障壁になる制度や慣習の除去や改善について。
- 障害者差別解消法(2013年成立・2016年施行)
 - 合理的配慮提供の義務付けが行政機関に対して行われ、一般企業については努力義務とされた。

障害福祉の法制度について

障害保健福祉施策の歴史

「ノーマライゼーション」理念の浸透

共生社会の実現

障害者基本法
(心身障害者対策基本法として昭和45年制定)

【S56】

【H5】

心身障害者対策基本法から障害者基本法へ

【H23】

障害者基本法の一部改正

3障害共通の制度

地域社会における共生の実現

身体障害者福祉法
(昭和24年制定)

知的障害者福祉法
(精神薄弱者福祉法として昭和35年制定)

精神保健福祉法
(精神衛生法として昭和25年制定)

国際障害者年
”完全参加と平等“

利用者がサービスを選択できる仕組み

【H10】

精神薄弱者福祉法から知的障害者福祉法へ

【H15】

支援費制度の施行

【H18】

障害者自立支援法施行

【H24.4】

障害者自立支援法・児童福祉法の一部改正法施行

障害者総合支援法施行

【H25.4】

障害者総合支援法の一部改正法成立

【H28.5】

障害者総合支援法の一部改正法施行

改正法の施行・報酬改定

【S62】

精神衛生法から精神保健福祉法へ

【H7】

精神保健法から精神保健福祉法へ

地域生活を支援

発達障害を対象に (H22・12)

難病等を対象に

相談支援の充実、障害児支援の強化など

「生活」と「就労」に関する支援の充実など

障害者への相談支援事業の経緯

平成2年～8年 身体・知的・精神各相談支援関連事業開始

- ◆ 身体障害者：市町村障害者生活支援事業（平成8年）
- ◆ 知的障害者：障害児（者）地域療育等拠点施設事業（平成2年）
→障害児（者）地域療育等支援事業（平成8年）
- ◆ 精神障害者：精神障害者地域生活支援事業（平成8年）

平成15年 障害者支援費支給制度開始

- ◆ 措置から契約へ
- ### 相談支援事業一般財源化
- ◆ 国の補助事業から市町村事業へ

平成18年 障害者自立支援法施行

- ◆ 障害者相談支援事業開始（相談支援事業が法律に明記）
 - 相談支援専門員の創設
 - サービス利用計画作成費の創設

平成24年 障害者自立支援法改正

- ◆ 相談支援体系の見直し
 - 特定相談支援
 - 一般相談支援
 - 障害児相談支援 の創設

障害者の相談支援とは

相談支援専門員に求められるあり方

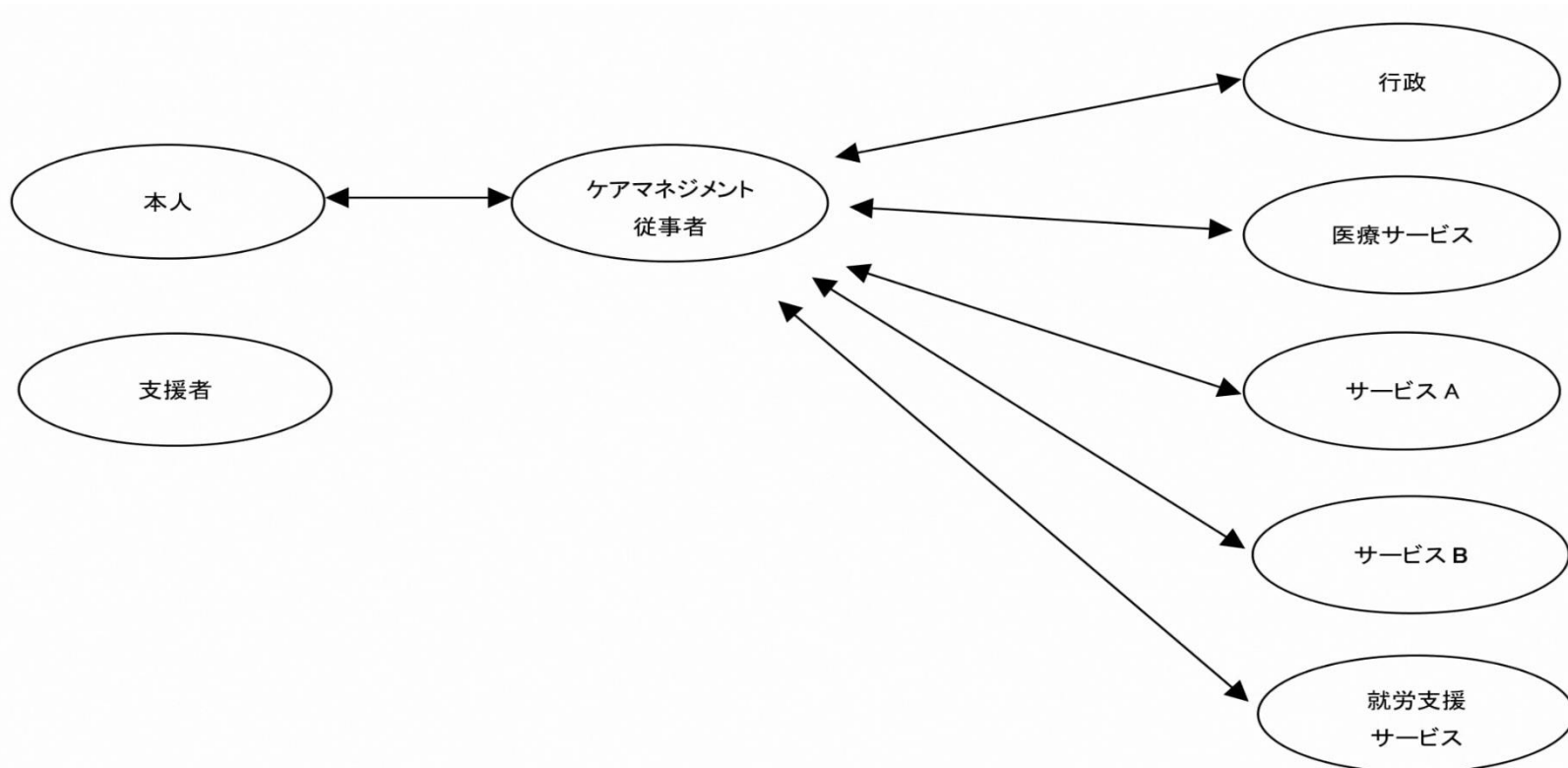
- 障害当事者が相談支援専門員として活動する場合の役割
- 健常者が相談支援専門員として活動する場合の役割

障害者の相談支援とは何か①

- 相談支援事業の目指すところ
 - 意思決定支援
 - 相談支援専門員の行う支援
 - チームアプローチによる日常的な生活支援
 - セルフケアマネジメント

ケアマネジメントの類型①

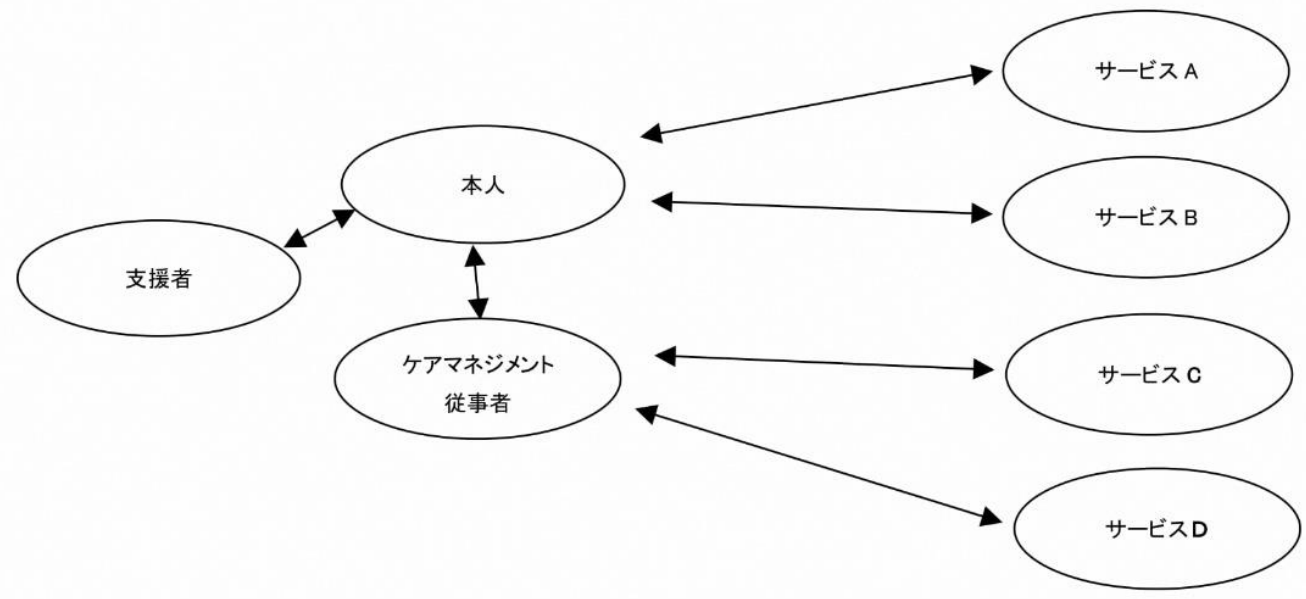
全面的ケアマネジメント



ケアマネジメントの類型②

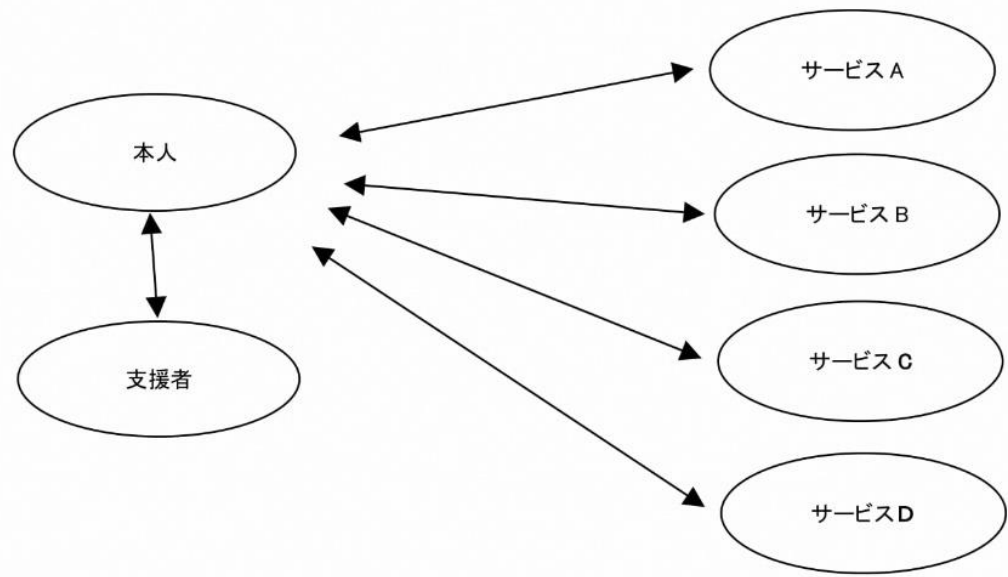
部分的ケアマネジメント

部分的ケアマネジメント方式



ケアマネジメントの類型③ セルフケアマネジメント

セルフケアマネジメント方式



障害者の相談支援とは何か②

- 相談支援専門員の本来的役割
 - 障害当事者のニーズに基づくこと
 - 当事者のエンパワメント
- 地域ネットワーク構築の促進

相談支援専門員の業務と その遂行に必要な力

(注) 他科目で詳述するための導入のため、スライドで簡単に触れる程度とする(コメント欄なし)。

相談支援専門員の業務とその遂行に必要な力

- 相談支援専門員の役割
- プライバシー保護のあり方
- 利用者と共有することが必要な情報について
- 相談支援専門員の関わり方

相談支援の今後

現行の相談支援体制の概略

相談支援事業名等	配置メンバー	業務内容	備考
基幹相談支援センター ※交付税措置 + 地域生活支援事業等 補助金	定めなし（地活要綱例示） 主任相談支援専門員 相談支援専門員 社会福祉士 精神保健福祉士 保健師 等	<ul style="list-style-type: none"> ・総合的・専門的な相談の実施 ・地域の相談支援体制強化の取組 ・地域の相談事業者への専門的な指導助言・人材育成 ・地域の相談機関との連携強化 ・地域移行・地域定着の促進の取組 ・権利擁護・虐待の防止 	左記業務内容実施に向けた人員配置と研修の実施 ■1,741市町村中 473市町村(H28.4) 27% →518市町村(H29.4) 30% →650市町村(H30.4) 37% ■719カ所(H30.4)
障害者相談支援事業 実施主体：市町村→指定特定相談支援事業者、指定一般相談支援事業者への委託可 ※交付税措置	定めなし	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉サービスの利用援助（情報提供、相談等） ・社会資源を活用するための支援（各種支援施策に関する助言・指導） ・社会生活力を高めるための支援 ・ピアカウンセリング ・権利擁護のために必要な援助 ・専門機関の紹介 等 	地域の実情に応じた役割・機能分化による。委託と基幹は一体化、一体的運営も考えられるが、業務及び業務量の整理等市町村の体制整備を検討の上実施 ■全部又は一部を委託90% 市町村で直営実施10% ■単独市町村で実施59% ※H30.4時点
指定特定相談支援事業所 指定障害児相談支援事業所 ※報酬で対応	<ul style="list-style-type: none"> ・専従の相談支援専門員（業務に支障なければ兼務可） ・管理者 	計画相談支援等 <ul style="list-style-type: none"> ・サービス利用支援、 ・継続サービス利用支援 ※特定事業所加算を受けている場合は24時間対応及び困難事例にも対応する場合あり	■7,927ヶ所(H27.4) 15,575人 8,684ヶ所(H28.4) 17,579人 9,364ヶ所(H29.4) 19,083人 9,623ヶ所(H30.4) 20,418人 ※障害者相談支援事業受託事業所数 2,189ヶ所(23%)
指定一般相談支援事業所 ※報酬で対応	<ul style="list-style-type: none"> ・専従の指定地域移行支援従事者(兼務可)、うち1以上は相談支援専門員 ・管理者 	地域相談支援等 <ul style="list-style-type: none"> ・地域移行支援 ・地域定着支援 等 	■3,357ヶ所(H28.4) →3,420ヶ所(H29.4) →3,397ヶ所(H30.4)

重層的な相談支援体制

< 第3層 >

c. 地域における相談支援体制の整備や社会資源の開発など

- 総合的・専門的な相談の実施
- 地域の相談支援体制強化の取組
- 地域の相談事業者への専門的な指導助言、人材育成
- 地域の相談機関との連携強化
- 地域移行・地域定着の促進の取組
- 権利擁護・虐待の防止

主な担い手⇒基幹相談支援センター、地域(自立支援)協議会

< 第2層 >

b. 一般的な相談支援

- 福祉サービスの利用援助（情報提供、相談等）
- 社会資源を活用するための支援（各種支援施策に関する助言・指導）
- 社会生活力を高めるための支援
- ピアカウンセリング
- 権利擁護のために必要な援助
- 専門機関の紹介

主な担い手⇒市町村相談支援事業

< 第1層 >

a. 基本相談支援を基盤とした計画相談支援

- 基本相談支援
- 計画相談支援等
 - ・ サービス利用支援
 - ・ 継続サービス利用支援

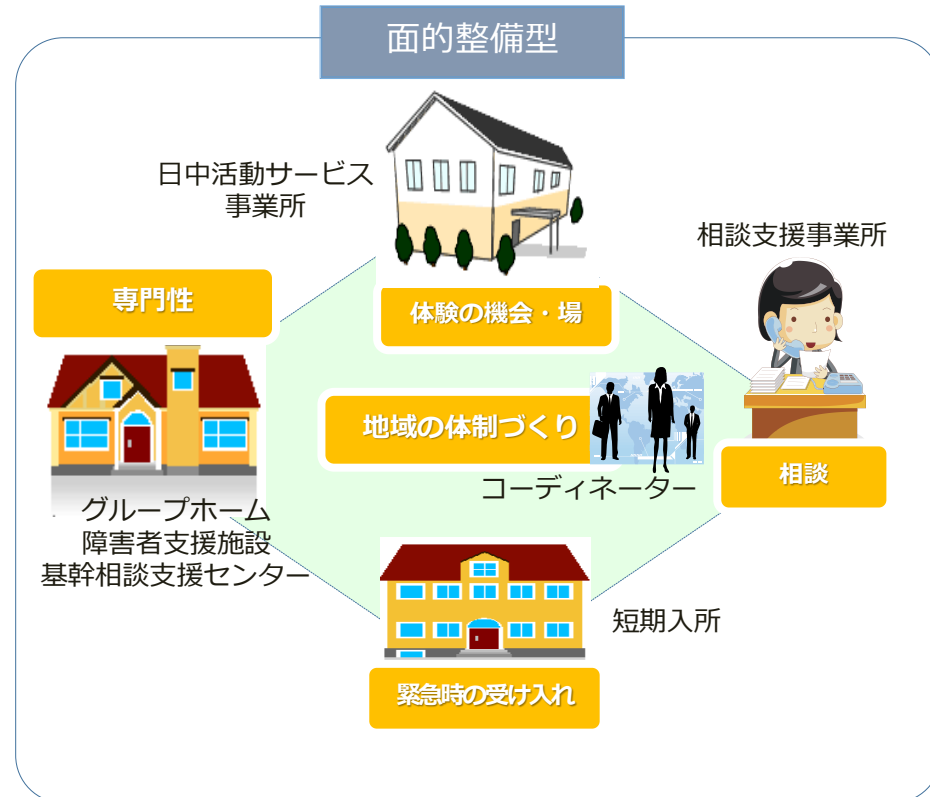
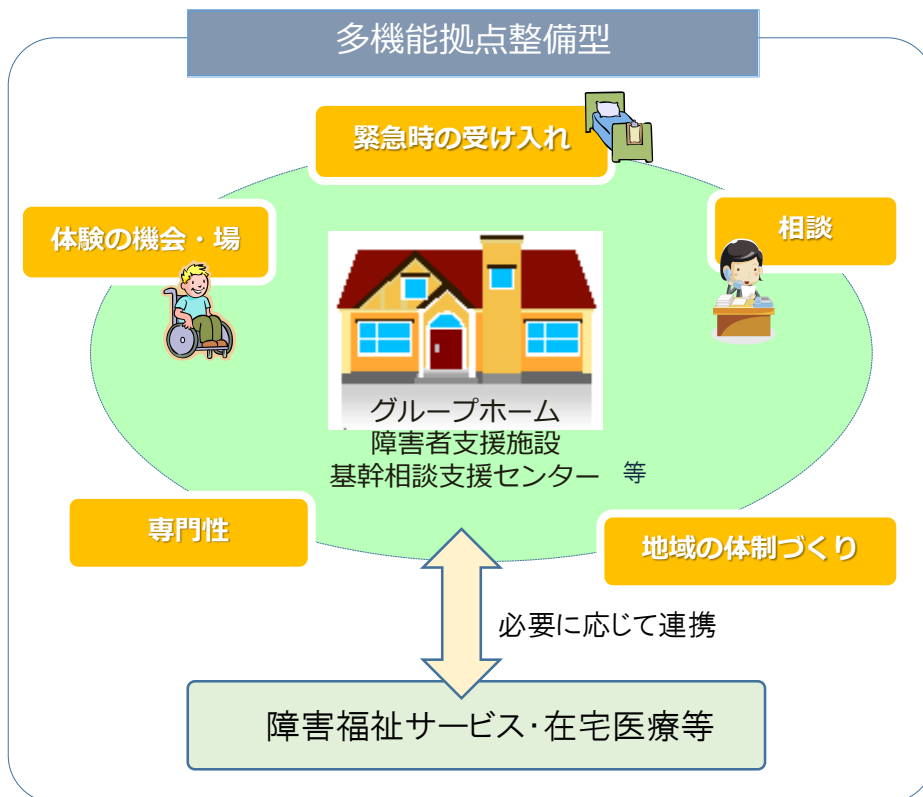
主な担い手⇒指定特定相談支援事業

地域生活支援拠点等の整備について

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、**居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）**を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築。

●**地域生活支援拠点等の整備手法（イメージ）** ※あくまで参考例であり、これにとらわれず地域の実情に応じた整備を行うものとする。

各地域のニーズ、既存のサービスの整備状況など各地域の個別の状況に応じ、協議会等を活用して検討。



相談支援の今後③

平成27年度障害福祉サービス等報酬改定検証調査（平成29年度）地域生活支援拠点等の整備に関する実態調査【好事例集】

No	自治体・圏域名	整備類型	No	自治体・圏域名	整備類型
1	東胆振圏域(北海道/苫小牧市・白老町・厚真町・安平町・むかわ町)	面的整備型	14	長岡市(新潟県)	併用整備型
2	塩竈市・多賀城市・松島町・七ヶ浜町・利府町(宮城県)	多機能拠点整備型	15	上越市(新潟県)	併用整備型
3	東松島市(宮城県)	面的整備型	16	北信圏域(長野県/中野市・山ノ内町・飯山市・木島平村・野沢温泉村・栄村)	併用整備型
4	会津若松市(福島県)	面的整備型	17	静岡市(静岡県)	面的整備型
5	栃木市(栃木県)	面的整備型	18	大府市(愛知県)	面的整備型
6	吉川市(埼玉県)	面的整備型	19	堺市(大阪府)	面的整備型
7	千葉市(千葉県)	面的整備型	20	豊中市(大阪府)	多機能拠点整備型
8	柏市(千葉県)	併用整備型	21	西宮市(兵庫県)	面的整備型
9	新宿区(東京都)	併用整備型	22	新見市(岡山県)	面的整備型
10	八王子市(東京都)	面的整備型	23	松山市(愛媛県)	面的整備型
11	川崎市(神奈川県)	多機能拠点整備型	24	福岡市(福岡県)	併用整備型
12	小田原市(神奈川県)	面的整備型	25	大分市(大分県)	面的整備型
13	厚木市(神奈川県)	面的整備型			

相談支援の今後①

- 地域での相談支援内容の質的变化
 - 施設入所から地域生活への流れ
 - 地域での継続的かつ総合的な支援
 - 福祉人材(相談支援専門員や介助者)の確保
 - 新たな政策の創出

相談支援の今後②

- 制度の再構築

- 研修修了者が相談支援事業により従事するための方策
- 相談支援業務の質的転換
- 新たなシステム導入のための推進会議の開催
- 本人を中心としたチームアプローチ方式の支援体制
- 本人中心による新たな障害者地域生活支援サービスシステム

相談支援の今後③

・八王子市の事例から想定できる今後の地域相談支援拠点事業体制

- ①5ヶ所の拠点相談支援センターの配置
- ②一カ所に熟練相談支援員を20名配置
- ③一人の相談支援員が5名の常時支援が必要な精神・知的の重度障害者を対象に支援する
- ④関係する事業所、通所系作業所、訪問介護事業所、緊急一時保護事業所、グループホームなどとも連携会議を定期的に行い連絡調整を行う
- ⑤市の自立支援協議会において、市の制度の弾力的運用や相談支援員の給料の確保などを協議し、市のモデル事業として予算確保を図る。